

# 資格取得支援事業

仕事や就職に役立つ資格又は免許を取得に要する経費の2分の1（1人または1事業所最大10万円）を補助する制度です。

## 対象資格 国家資格・国家検定等

例 大型特殊自動車免許、自動車二種免許、介護福祉士、土木施工管理技士、など。

※ただし、普通自動車免許、普通自動車二輪車免許、大型自動車二輪免許及び原動機付自動車免許は除く。

## 対象者

町内に住所を有する65歳未満の方で、上記対象資格を取得し、次のいずれかに該当する者または、従業員の資格取得にかかる費用を負担した町内事業所

1. ハローワークに求職登録した求職者
  2. 事業所に勤務している就労者（公務員は除く）
  3. 学生（学校教育法に定める高等学校、大学、高等専門学校および専修学校に在学している者）
  4. 町内に本社又は本店もしくは支店を有している事業所（町外から勤務している方も可）
- ※1～3.については、未成年者の場合は保護者が申請するものとす

## 対象経費

資格取得の要件となる講習等の受講料（教材費含む）、受験料、資格等の登録料

## 助成金額

対象経費の2分の1以内

※千円未満切り捨て・1人または1事業所上限10万円

## 助成金額

申請書に次の書類を添えて、商工観光交流課商工係へ提出してください。

- (1) 運転免許証等本人確認できるものの写し
  - (2) 資格等の取得に要した経費を明らかにする書類
  - (3) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し
  - (4) 完納証明書（未成年者の場合は保護者の完納証明書）
  - (5) 就労者にあつては、事業所で働いていることが証明できるもの
  - (6) 求職者にあつては、ハローワークのカードの写し
  - (7) 学生にあつては、学生証の写し
  - (8) 事業所にあつては、対象となる就労者が当該事業所で働いていることを証明できるもの
- ※その他、詳しい内容についてはお問い合わせください。
- ※申請書は三種町ホームページからダウンロードできます。

## ◆申請・問い合わせ先

商工観光交流課 商工係

☎85・4830

# スポーツ文化合宿等誘致推進事業

スポーツ・文化・教育団体（小学生から社会人までの団体）が、町内に宿泊して、技術の向上または学校教育もしくは社会教育を目的として行う合宿、遠征、大会（公式大会は除く）、体験旅行等（以下、「合宿等」）の経費のうち宿泊料の一部を補助する制度です。

## 対象者

合宿等を実施するスポーツ・文化・教育団体

## 対象事業

- (1) 合宿等が町内の施設で開催されるものであること
- (2) 合宿等参加者数及び宿泊者数が5名以上であること
- (3) 町内の施設に宿泊すること

## ●補助対象除外事業

- ・ 申請団体の事業費にほかの町費が含まれる事業
- ・ おもに営利を目的とした事業
- ・ 宗教的又は政治的活動を目的とした事業

## 対象経費

宿泊料（合宿に要する経費の内）

## 助成金額

1泊 2000円

森岳温泉ゆうばる

2泊まで 1000円

3泊以上 2000円

※60万円を限度とします。

## ●留意事項

選手及び指導者等（部長・監督・コーチ・マネージャー等）は宿泊者数に含まれますが、保護者（付添人）は宿泊者数に含まれません。

## 申請方法

申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、教育委員会スポーツ係へ提出してください。

- (1) 事業実施計画書・収支予算書（様式第2号）
- (2) 大会要項等と宿泊者名簿（任意様式）

※その他、詳しい内容についてはお問い合わせください。

※申請書は三種町ホームページからダウンロードできます。

## ◆申請・問い合わせ先

教育委員会 スポーツ係

☎87・2222